

【復興庁計上分】

放射性物質被害林産物処理支援事業

【386,000(386,000)千円】

対策のポイント

事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するための放射性物質被害を受けた林産物の焼却、運搬、仮置き等の費用を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に飛散し、樹皮(バーク)、ほだ木等の林産物から確認されています。
- ・これらの大部分は、放射性物質を含んだ燃焼灰の処理の問題により、福島県及びその近隣県で大量に滞留しており、関係者等が東京電力に対し、それらの処理を要請しているが、進展が遅く事業活動に影響が生じています。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<主な内容>

地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用、一時保管費用を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：県 〕

〔お問い合わせ先：林野庁経営課、木材産業課(03-6744-2290)〕